総務委員会会議録

日時 令和5年5月10日(木) 開会時間 午後 3時38分

閉会時間 午後 4時 5分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 桐原 正仁

副委員長 石原 政信

委員河西敏郎 山田一功 渡辺 淳也 望月 大輔

清水喜美男 杉山 肇 飯島 修 久嶋 成美

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部次長(人事課長事務取扱) 小澤 清孝

総務部次長 安藤 明範 財政課長 行村 真生 税務課長 奈良 晶史

行政経営管理課長 岩間 勝宏

公安委員会委員長 髙橋 英尚 警察本部長 伊藤 隆行

交通部長 和田 弘記 交通部参事官 齊藤 武彦 交通指導課長 持山 裕史

議題 (付託案件)

第48号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件

第49号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第2号)

承第1号 特別職の職員の退職手当に関する条例中改正の件

承第2号 山梨県県税条例中改正の件

承第3号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第1号)第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び

歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきもの、承認すべきものと決定

した。

審査の概要説明に先立ち、市川総務部長、髙橋公安委員長、伊藤警察本部長から出席説明員の

紹介を受けた後、午後3時38分から午後4時5分まで総務部,警察本部関係の審査

を行った。

主な質疑等 総務部、警察本部

※第 48 号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第 3 号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第1号)第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※第 49 号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第2号)

質疑

渡辺委員 課別説明書総の3ページ、訟務管理費並びに債務負担行為について、何点か確認をさせていただきます。

補正額として55万円ということで、以前に定められた訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針によりますと、着手金は、簡易な事件、通常の事件、事件に係る経済的利益の額が大きい事件という3つに分類されると思いますが、今回そのうちの通常の事件に該当するという理解はしております。

そこで、事件に係る経済的利益の額が大きい事件というものは、その他もあるんですけど、概ね1億円以上と経済的利益という明確な基準がある。ただ、簡易な事件と通常の事件に関するその選別はどのようにして、そして今回の案件が55万円という通常の事件になったのかについて基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

岩間行政経営管理課長 委員御指摘のとおり、県が定めている訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関す る指針では、訴訟の難易度に応じて軽易な事件、通常の事件、その他困難な事件の3段 階に区分されており、区分ごとに着手金及び報酬金が定められております。

今回の事案は、経済的利益が大きく、高度な法令の運用解釈を要するなど特別に困難な事案ではない一方で、法的解釈に争いがないなど、訴訟追行の負担が軽い事案でもないため、通常の事件に該当し、着手金は55万円となります。

渡辺委員 法的な解釈に通常ではなく、軽易な場合というのは、訴訟代理人弁護士と相談して判断するということですか。経済的な利益の額で判断するのではなくて、その法令解釈だとか、困難性をいわゆるプロの専門家の弁護士と話をして決めるという判断でしょうか。

岩間行政経営管理課長 基本的には訴訟の内容等によって、こちらで判断をさせていただくわけでございますけれども、あえて通常の事件というものを定義するのであれば、事実関係等に争いがあって、証人尋問等の可能性も想定され、通常の主張・立証が求められることが見込まれる事件ということで考えております。

一方、軽易な事件といたしましては、事実関係や法的解釈に争いがなく、主張・立証 等訴訟追行に要する負担が軽い事件、こういったことで考えております。

渡辺委員そういった明確な基準があればそれでよろしいかと思います。

あともう1点、以前こういった形で訴えられて、着手金という形になった時に、債務負担行為のみで補正予算は計上されてなかったこともあろうかと思いますけれども、今回こういった形で計上された。

普通であれば、こういう形が普通だと思うので、その時に聞いたら、既定の予算内で対応されたという答弁を受けたんです。ということは、今回、既定予算には今後発生するであろう着手金に関する予算はなく、今後も、こういった形で予算と債務負担行為を両方とも提出されるという理解でよろしいのかどうか確認したいと思います。

岩間行政経営管理課長 昨年度も訴訟案件8件に係る予算を提出させていただいておりますが、基本的 に着手金の予算と報酬金に係る債務負担行為をセットでお願いしているところでござい ます。

ただし、2月補正の追加提案分1件につきましては、その段階で、同じ予算内、つまり訟務管理費でございますけれども、こちらに執行残が見込めたことから、債務負担行為のみとなっております。

基本的には着手金の予算と債務負担行為を一緒にお願いしているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※承第 2 号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

その他・委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

総務委員長 桐原 正仁